「SORAヒプノシス講座コース」受講規約
本受講規約（以下、「本規約」といいます。）は、一般社団法人意識研（以下甲という）の許諾に基づき、「SORAヒプノシス講座」（以下本講座という）を受講されるにあたっての、本講座受講者（あなた。以下、乙という）と一般社団法人意識研（甲）との間の契約条件です
第１条(本規約の及ぶ範囲)
１．申し込みフォームの「同意する」ボタンをクリックして、本講座をお申し込みいただいたことで、乙は本規約を承諾したうえで、本講座を申し込んだものとみなされます。
２．甲は、場合に応じて、本規約の変更ができるものとします。甲は、本規約の内容を、必要に応じて変更することがあります。本規約の内容を変更した場合、その内容と効力発生時期を本Webサイトに表示しますので、乙はその変更内容に従うものとします。ご利用の際には、本Webサイトに記載されております最新の受講規約をご確認ください。
第２条（受講に関して）
１、受講料金は、申し込みページに記載された金額となります。銀行振り込み、またはクレジットカード決済にて、乙は甲の講座に、申し込み後１０日以内に、支払うこととします。
２、重大な障害をお持ちの場合は、甲は乙の受講の申込みを承諾しないことがあります。（点字・バリアフリーなどには、講座は対応していません。付き添いの方が必要な場合は、講座に参加しないこととします）重大な知的障害をお持ちの方の場合は、残念ながら、メソッドの習得は困難で、満足のいく成果を出すことはできないと思われますので、受講をお断りさせていただいております。大変心苦しいですが、ご理解くださいませ。
３、甲は、甲の独自の判断により、乙の受講の申込みを承諾しないことがあります。

第３条(本講座のキャンセル・返金に関して)
１、本講座の受講前キャンセルは、入金前までであれば、キャンセルをお受けすることとします。乙は、入金後のキャンセルは、いかなる理由に関わらずお受けできないことに同意することとします。
２、甲は、本講座の受講中または受講後の返金には、応じないこととします。
３、乙は、甲および甲の代表者に対する誹謗中傷・嫌がらせといった行為を一切しないこととします。
４、乙は、申し込み後に、家族に相談しなかったために、「親に反対されたので受講をやめます」「配偶者（夫・妻）に反対されたので返金を要求します」といった理由での返金請求をしないこととします。乙は、受講決定を、乙自身で行い、乙自身が自分の決定に責任を持つこととします。
第４条(著作権等に関しまして)
１．本講座は甲が著作権を有する講座であると認めることとします。乙は、講義動画およびオンライン講義の撮影、録音、複製（第三者との共有、オークションサイトへの出品、インターネット上へのアップロード等を含む）は一切しないこととします。講義動画を閲覧する際のID・パスワードについても、第三者に開示し、または本件講座以外の目的に利用したりしないものとします。発覚した場合、乙は甲に対し、違約金1000万円以上を1ヶ月以内に支払うこととし、受講料も甲は乙に返金をしないことを確認します。
２、乙は、本講座の内容を使用・改編をして、セミナーなどを開催したり、書籍・情報商材・動画データとして販売（インターネット上へのアップロードを含み、その形態を問いません。）したりしないこととします。万一、発覚した場合は、乙は甲に対し、違約金1000万円以上を1ヶ月以内に支払うこととします。
３、乙は、SORAヒプノシスの内容に関して、受講していない方にテキストを見せたり、内容を開示したりしないこととします。万一、発覚した場合は、乙は甲に対し、違約金1000万円以上を1ヶ月以内に支払うこととします。
４、乙は、甲のスタッフおよび甲の認定講師の加入するフェイスブックグループに参加し、質疑応答などのフォローが受けられるものとします。ただし、同フェイスブックグループは、甲の付随サービスとして、スタッフ・認定講師および受講生に参加者を限定しているものですので、乙は、第三者を参加させたり、同グループでの投稿内容を外部に開示したりしないものとします。また、参加資格、投稿について、甲が必要な制限を設けた場合、それに従うものとします。
５、乙は、勝手に流派を立ち上げる、許可なく、資格なく第三者に対してSORAヒプノシスセッションをする等の行為はしないこととします。

第5条（受講中の注意）
1、本講座中に、重大な事故・怪我などがあったとしても、乙は甲に対して、責任を求めないこととします。乙は自己責任で、行動することとします。
2、ガムを噛む、いびきをかいて寝るなどの、他の受講者に対して迷惑となる行為があった場合、もしくは甲の判断により、甲は乙に対し、講座参加を制限することができることとします。かかる制限に関し、甲は乙に対し、何らの補償を要しないものとします。
3、男性の女性受講者に対する嫌がらせ、またはその逆となる行為、相手の受講者が嫌がる行為は、しないこととします。それらの行為が見られた場合は、乙は甲に対し罰金として50万円以上を1ヶ月以内にお支払い頂くほか、甲は即座に乙を講義から退席させ、その後の講座参加を制限することができ、それに関し、甲は乙に対し何らの補償を要しないものとします。
4、甲の主催者側に対する暴言・態度などがあった場合は、甲は乙に対し、即座に講座参加を制限することができ、乙はこれを了承することとします。その際は、甲は乙に対し、何らの補償を要しないものとします。
5、甲の乙に対するアドバイス・行為に不快・不明な部分があったとしても、乙はいったん自分で受け止めて、甲の責任ではなく、乙の感じ方に原因があるものとして再考するものとします。（常識では考えられないようなワークがある場合もございます）
6、乙は、受講期間中、または受講後に、乙はネットワークビジネス（マルチ商法）を他の受講者・受講者の知人に薦めることがないこととします。発覚した場合は、違約金として、50万円以上を1ヶ月以内に乙は甲に支払うこととします。
7、乙は、受講期間中に、甲の主催するセミナー以外のセミナーを薦めること、また物品販売、霊感商法など営利行為をすることがないこととします。
8. 前各項のほか、乙は下記の事項をしないものとします。これらに反する行為が認められた場合、甲は乙の講座参加を制限し、または乙の受講資格を取り消すことができるものとし、その際は、甲は乙に対し、何らの補償を要しないものとします。1.甲、講師、他の利用者または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、もしくは侵害するおそれのある行為2.甲、講師、他の利用者または第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、もしくは侵害するおそれのある行為3.甲、講師、他の利用者または第三者を差別、誹謗中傷し、もしくは他者の名誉・信用を毀損する行為4.甲、講師または本講座に関係する第三者の名誉、ブランドイメージを傷つけるような活動、情報を流布する行為5.甲または講師に対する長時間の架電、過度な問い合わせの繰り返しなど、甲または講師の業務を著しく滞らせる行為6.前各号のほか、本規約に違反し、または甲が受講者として不適当と判断した行為
第6条(主催法人等の責任)
1、主催法人は、本講座に関連して、乙または第三者が被った損害、間接損害および逸失利益について、何ら賠償責任を負わないこととします。セラピーの効果がなかった、悪化したなどの乙または第三者の事柄については、甲は一切責任を負わないこととします。
第7条(管轄)
本規約または本講座に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
第8条（お問い合わせ）
各サービスや運営に関するご連絡は、該当する窓口宛にメールをお送りください。甲及び講師は電話・来訪による連絡はお受けしかねます。
付則　本規約は2024年4月1日より実施するものとします。